

前回（第4回）会議のヒアリング概要及び委員からの意見

1. 議事：

- (1) 兵庫県教育委員会からのヒアリング
- (2) 馬飼野委員からの報告

2. 概要：

(1) 兵庫県教育委員会からの報告

- 特別支援学級在籍者の約3割、通級による指導を受けた生徒の約9割が高等学校に進学。高等学校へ進学後にも適切な支援が引き継がれるよう、中学校から高等学校への支援の引継ぎが大切。兵庫県では平成29年度から引継ぎのガイドラインを策定し、追跡調査を実施。
- 通級による指導の実施校を学区ごとに2校以上配置することを目標とし、中学校で通級による指導を受けた生徒が多く進学している高等学校への実地調査の実施や、地域の偏りが生じないよう実施校を選定する等の工夫をしている。また高等学校において、特別な指導・支援を必要とする生徒が在籍し、学校長からの自立活動等の必要性に関する要望に応じて協議を行い配置をしている。
- 高等学校における通級による指導実践研究協議会では、高等学校で通級による指導を受け、卒業後に進学や就職をした卒業生とその保護者が、自らの障害理解を深めて自分らしい生き方を考えたこと、それぞれの場所で自分なりの工夫や相談、支援を求める等しながら頑張っている様子を発表した。通級による指導が自分を変えるための努力を助けてくれる場所であった等の生の声を聞くことにより、通級による指導や特別支援教育を進める上での大きなヒントを得る機会になっている。
- 特別支援学校は拠点校に対する協力校として、特別支援学校の強みを生かした訪問支援を行っている。特別支援学校が持つ専門性や様々な関係機関との連携等のつながりのノウハウを高等学校に情報提供することで、高等学校の教員からも支援の幅が広がったという声が聞かれる。
- 高等学校における通級による指導が制度化して5年経過し、卒業生からは自分自身の弱みと強みを知ることができたという声や、教員や保護者からは発達障害の理解の深まりや、子供が自分と向き合うことで成長したという声が寄せられている。
- 課題は、どの高等学校に進学しても希望すれば通級による指導が受けられるよう体制整備を進めることと、高等学校卒業後の生活を見据えた指導の更なる充実。今年度の新たな取組として、但馬地区の高等学校を対象とした地域連携モデルの構築「但馬モデル」の研究を行っている。
- 本県には、高等学校と特別支援学校が同じ敷地内にある阪神昆陽高等学校と阪神昆陽特別支援学校において、交流及び共同学習の充実を通して、共生社会の実現を目指した取組を行っている。

【意見交換】

- 中学校から高等学校への引継ぎは、学校の所管が異なると思うが、誰が誰にどんな内容で行っているのか。

- 個別の教育支援計画や個別の指導計画に加え、中・高連携シートという共通の様式を作り、合格発表後に中学校から高等学校へ速やかに資料を引き継ぐ、引継ぎのガイドラインを策定している。全ての中学校に届けることで、引継ぎの件数が年々上昇。
- 校内研修の際、どういった点を伝えると、高等学校における教諭の特別支援教育に対する意識が高まるか。
- 中学校で特別な支援を受けてきた生徒が進学していること、困りごとや自立活動の指導内容についての研修等が必要。
- 高等学校で情報を受け止めるキーパーソンは、基本的に特別支援教育コーディネーター。
- 特別支援学校と高等学校の連携の状況は。
- 最近では聴覚特別支援学校から高等学校への進学が目立ってきた。聴覚特別支援学校が、高校生も対象に教育相談等を行う他、高校に進学した後のフォロー、支援情報の引継ぎ、高等学校への情報提供や研修を行っている。
- 高等学校に弱視の生徒が入学する際の対応は。
- 拡大教科書の申請への対応や、座席の配置や必要な支援機器の用意等、一人一人のニーズに合わせて、都度担当課と連携しながら受け入れの体制作りをしている。また、特別支援学校のセンター的機能も活用しながら体制を整えている。
- なお、特別支援学校のセンター的機能を活用した指導を受ける場合は、出席にはカウントされない。将来的に継続的な支援が必要というケースが出てきた際には、通級による指導の対象として専門の教員を配置するか等の検討が必要になるが、現時点では必要な時に支援をする形。
- 高等学校における通級による指導の内容は、教育課程の性質上、限定的な内容になると思われるが、その他行っている取組や配慮すべき点はあるか。
- 特別支援教育支援員の配置や、高校の学習を行う中での中学校の学習内容の復習等を実施している。通級を実施していない学校にも良い効果があるのは、視覚支援や授業のユニバーサルデザイン化など、障害のある生徒が在籍する可能性を考えたわかりやすい授業の実施。
- 中学校からの引継ぎを受けた高等学校と通級による指導を行っている高等学校とで数に開きがあるが、今後の通級による指導について見通しは。
- 引継ぎを受けることにより、高等学校での合理的配慮など、少し気にかけることで円滑に学べる生徒もいる。引継ぎを受けた生徒が、全て通級による指導を必要とする生徒となるわけではないが、拠点校や巡回指導を拡充し、どの高等学校においても希望すれば通級による指導をうけられるようにしていきたい。
- 通級による指導に関して重視している研修内容はあるか。
- 高等学校の先生にとって効果的と感じているのは、卒業後に向けて、生徒本人が自分の得意不得意を理解し、必要な時に支援を求める力を付けるという点。援助希求について知ってもらうことが重要ではないか。
- 生徒自身が学びの自己評価を行い、適切に自分のことを理解して主体的に学んでいける事が大事だと考えるが、そのための工夫をしているか。
- 自立活動の評価についての情報の引継ぎは改善の余地があるが、生徒が何を学んできたのかに

ついて、高等学校の通級指導担当の教員がしっかり聞き取るよう力を入れていただいているところ。

- 通級による指導の開始と終了の決定はどのように行っているか。
- 教育相談や面談等により、通級による指導の必要性について、本人や保護者と十分に相談をし、校内委員会等で通級による指導が必要とされた場合には個別の指導計画を作成し、指導を開始する。指導開始のタイミングは、前期・後期の間や年度末、年度始めのタイミングが多い。年度途中から開始する事も出来るが、教育課程を年度途中で変更するのは難しい。
- 通級による指導を受けている生徒はどの時間帯で指導を受けているか。
- 放課後を利用して、通級による指導を加える教育課程になっていることが多い。
- 通級による指導の担当教員は、通級による指導に加えて教科指導も行っているか。
- 基本的には通級による指導専門の教員として加配措置をしているため、通級による指導が第一。しかし、高等学校教諭の免許を持つ教員を充てているため、通級による指導を受ける生徒の様子を確認するために、チームティーチングで副担当として入ることもある。
- 通級による指導を卒業した子供の進路は、全てを把握しているわけではないが、専門学校への進学が多いように感じる。
- 高等学校段階で、通級による指導を受ける生徒自身が、自分がどういう権利を持っているかを知ることとはとても大切。合理的配慮の申請方法など、社会資源の活用の仕方についても自立活動で扱うのか。また、個別の教育支援計画等の策定に生徒自身がどの程度参画しているか。
- 高等学校では通級による指導の単位認定の際、個別の指導計画の目標が達成できているかが基準になるため、目標を設定する段階で、生徒や保護者とその内容を確認しながら作成している。自立活動の1つの指導内容として、自分の事を説明したり、利用できる福祉制度を自分でまとめたりするトリセツ作りを取り入れている学校も多い。
- 通級による指導の担当教員の配置について、県の負担は。
- 通級指導担当教員は加配措置により拠点校に配置。特別支援教育支援員も地方財政措置の対象となる。従って県の負担は大きくはない。
- 通級による指導の担当教員について、県としての課題など今後の見込みは。
- 数を増やすだけでなく、通級指導担当教員の育成や専門性のある教員の育成・確保も同時に考える必要があるため、今後もニーズの状況を見ながら計画的に通級指導担当教員の配置等を増やして進めていきたい。
- 阪神昆陽高校の取組は、今後の議論にあたり、重要な鍵になるのではないかと。

(2) 馬飼野委員からの報告

- 東京都では、全ての学校、学年、学級に発達障害のある生徒が在籍しているという認識のもと、在籍学級等を含む学校全体で組織的に取組を進める必要があるとして、全校にリーフレットを配布している。荻窪高校では教員の主観で案内をすることを避けるため、全生徒にこのリーフレットを配布している。

- 荻窪高校の通級による指導は、普段関わっている教員が主として対応する。これにより、コミュニケーションに課題のある生徒でも安心感を持つ事が出来るほか、通級による指導と通常の授業との連携が取りやすい等のメリットがある。
- 東京都は、全都立高校において、自校で自校の教員が外部人材（高校通級支援員）と共に指導することができる体制を整備している。荻窪高校では、支援員から、自己分析のためのアセスメントアプリなどの教材の提供を受けている。
- 生徒や保護者の希望に沿わない対応をしてしまった事例があり、通級による指導を必要とする生徒を受講に繋げていくために、教員間の通級による指導への認識を高めていく必要性を感じた。

【意見交換】

- 校務分掌に設けられた総合支援部の具体的な役割は。
 - 多様な困り感を持った生徒に対し、学級担任等が対応しきれない部分について、スクールカウンセラー、ユースソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター、児童相談所等と連携する際のコーディネート役を担っている。また、対象生徒の情報交換のため支援方針会議を週1回程度行っており、総合支援部の他、各年次の代表や生活指導部、管理職といったメンバーで、支援方法等について情報交換している。
- 現在通級による指導を行っていない都立高等学校においても、今後申請をすれば通級による指導を始められる仕組みが都には整っているということか。
 - 生徒・保護者が希望し、学校と東京都教育委員会が必要と判断すれば通級による指導を始めることができる。今後増えていくだろう。
- 外部人材のみならず、高等学校の学級担任や教科担任が今後専門性をつけていくための研修等を都で計画しているか。
 - 現状は外部人材に頼っているが、今後高等学校の教員も知識や技術がますます必要になってくると思われ、都としても研修を計画していくだろう。実際に大学等で関連する講座を受講する際の補助制度もある。
- 発達障害以外のニーズにも対応出来るようになっているか。
 - 募集段階で発達障害という用語は使用している。発達障害以外の生徒は手を挙げづらいということはあるかもしれないため、今後の課題と認識している。
- 病弱の特別支援学校高等部に在籍している生徒の病状は様々で、全日制、定時制ではうまくやっ
ていけない生徒は退学、転学、転出という形で通信制の高等学校へ行き、一部は病弱の特別支援学
校に行くと思われる。実際に都立の高等学校に入ってきてサポートをするが転学・転出してしま
う生徒について、どのような実態があるか。
 - 実態については把握していない。
- 通級による指導の取組は発達障害等に限定した話という認識でよいか。
 - 本校の紹介では様々な生徒がいると言うことだが、都立高校の通級による指導の対象はあくま
でも発達障害等の生徒。発達障害等の「等」には情緒障害も含む。発達障害以外で支援が必要な場合
への対応は今後の課題。

- 高校生になってから視覚障害をもった生徒に対する対応は。
- 教科書の拡大版を用意したり、生徒の求めに応じて黒板の文字を大きくするといった対応。大学進学については特別な措置について大学と協議。本校では現在、具体的なケースはないが、そういう生徒が入学すれば何らかの対応は必要であり、様々なところと相談して進めて行く事になる。
- 誰一人取り残すことのない個別最適化された学びを実現する観点からも、障害の種類によって対応に差異が出ないようにする工夫がさらに進むと良い。